

要介護者等に対するサービスの利用事例について

新たなサービスの利用事例は、従来のサービスモデルを基本としつつ、次のような基本的考え方に基づき、改善を行なったものである。

1. 予防、リハビリテーションの重視

サービスの利用に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するという介護保険の基本理念を踏まえ、通所リハビリテーション、通所介護の利用に配慮したこと。

要支援状態の場合には、特に、機能訓練や間接生活介助の必要性が高いという特性を踏まえ、通所リハビリテーションの利用に配慮することとしたこと。

2. 総合的、かつ、効率的なサービス利用

要介護高齢者の生活全般を支えるため、保健・医療・福祉にわたる各サービスが総合的・一体的に提供されるとともに、個々の高齢者の必要性に見合った適切かつ効果的なサービスが効率的に提供されること。

同じ要介護度であっても、通所サービスの利用の可否や多寡、痴呆の場合等、利用者の状態や希望に合わせ、複数のサービスの事例を示すよう努めたこと。

また、医療の必要性が高い場合として、必要に応じて、通所リハビリテーション週5日、訪問看護週3回の事例などを新たに設けたこと。

3. 在宅の重視

要介護状態となっても、可能な限り、住み慣れた家庭や地域で、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、24時間対応を視野に入れた支援体制の確立を目指すこと。

例えば、最も重い要介護度の場合には、早朝、夜間の巡回訪問介護を含め、1日3～4回程度のサービスが利用できるようなサービス水準を目指すこと。

○ 留意点

この事例は、あくまでも、典型的な事例であり、個々の高齢者の状態や選択により、別のサービスの組み合わせも、当然あり得ること。

この事例に掲げられたサービスのほか、原則としてかかりつけ医による継続的な医学的管理等が別に組み合わせられるものであること。

サービスの組み合わせについても、代表的なサービスを例示したものであり、すべてのサービスを記載したものではないこと。

事例で示したサービス水準が、直ちに全国で実施できるものではなく、順次段階的に実現されていくものであること。

また、市町村の判断により、事例で示したサービス水準を上回るサービスを提供することもできるものであること。

それぞれの要介護度に応じたサービス事例の考え方は、次のとおり。

【要支援】 機能訓練の必要性にかんがみ、週2回の通所リハビリテーションが利用できる水準。

【要介護1】 排泄、入浴、清潔・整容、衣服の着脱等に一部介助等が必要な状態であり、毎日、何らかのサービスが利用できるサービス水準。

【要介護2】 排泄、入浴、清潔・整容等に、一部介助又は全介助が必要になる状態であり、かなりのリハビリテーションの働きかけができるよう、週3回の通所リハビリテーション又は通所介護を含め、毎日何らかのサービスが利用できる水準。

【要介護3】 排泄、入浴についての全介助のほか、清潔・整容、衣服の着脱に全介助が必要になることから、夜間（又は早朝）の巡回訪問介護を含め、1日2回のサービスが利用できる水準。

医療の必要度が高い場合に、週3回の訪問看護サービスが利用できる水準。

痴呆については、かなりの問題行動が見られることから、週4回の通所リハビリテーション又は通所介護を含め、毎日、サービスが利用できる水準。

【要介護4】 入浴、排泄、衣服の着脱、清潔・整容等の全般について全面的な介助が必要になることから、夜間（又は早朝）の巡回訪問介護を含め、1日2～3回のサービスが利用できる水準。

医療の必要度が高い場合に、週3回の訪問看護サービスが利用できる水準。

痴呆については、問題行動が一層増えることから、週5回の通所リハビリテーション又は通所介護を含め、毎日、サービスが利用できる水準。

【要介護5】 生活全般にわたって、全面的な介助が必要になることから、早朝、夜間の巡回訪問介護を含め、1日3～4回程度のサービスが利用できる水準。

医療の必要度が高い場合に、週3回の訪問看護サービスが利用できる水準。

要支援

通所型 通所サービスの利用意向が高い場合（通所サービスに重点を置いた組み合わせ）

		火	水	木	金	土	日
午前							
	通所介護 または			通所介護 または			
午後	通所リハ			通所リハ			
短期入所		6か月に1週					
		福祉用具貸与		歩行器			

訪問型 通所サービスの利用意向が低い場合（訪問サービスに重点を置いた組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前							
			通所介護 または	訪問看護 月1回	訪問介護 (家事援助)		
午後	訪問介護 (家事援助)		通所リハ				
短期入所		6か月に1週					
		福祉用具貸与		歩行器			

要介護1

通所型 通所サービスの利用意向が高い場合（通所サービスに重点を置いた組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問看護	通所介護	訪問介護	
		または 通所リハ			または 通所リハ		
午後							
短期入所	6か月に2週 福祉用具貸与 車イス						

訪問型 通所サービスの利用意向が低い場合（訪問サービスに重点を置いた組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前				通所介護	訪問看護		
	訪問介護	訪問介護	訪問介護	または 通所リハ		訪問介護	訪問介護
午後							
短期入所	6か月に2週 福祉用具貸与 車イス						

要介護2

通所型 通所サービスの利用意向が高い場合（通所サービスに重点を置いた組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護	訪問介護	通所介護	訪問看護	通所介護	訪問介護	
	または		または		または		
午後	通所リハ		通所リハ	訪問介護	通所リハ		

短期入所 6か月に2週
福祉用具貸与 車イス

訪問型 通所サービスの利用意向が低い場合（訪問サービスに重点を置いた組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護
		または			または		
午後		通所リハ		訪問看護	通所リハ		

短期入所 6か月に2週
福祉用具貸与 車イス

要介護3

通所型 通所サービスの利用意向が高い場合（通所サービスに重点を置いた組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 または	訪問介護	通所介護 または	訪問看護	通所介護 または	訪問介護	
	通所リハ		通所リハ		通所リハ		
午後							
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
短期入所	6か月に3週 福祉用具貸与 車イス、特殊寝台、マットレス						

訪問型 通所サービスの利用意向が低い場合（訪問サービスに重点を置いた組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護	通所介護 または	訪問介護	訪問介護	通所介護 または	訪問介護	訪問介護
		通所リハ			通所リハ		
午後							
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
短期入所	6か月に3週 福祉用具貸与 車イス、特殊寝台、マットレス						

要介護3

痴呆型 痴呆性高齢者（頻回な通所サービスによる組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 または	通所介護 または	訪問介護	通所介護 または	通所介護 または	訪問看護 隔週	
	通所リハ	通所リハ		通所リハ	通所リハ		
午後							
短期入所	6か月に3週 福祉用具貸与 徘徊感知器						

医療型 医療の必要性の高い者（週3回の訪問看護を含む組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護		訪問看護	訪問リハ	訪問看護		
		訪問介護				訪問介護	訪問介護
午後							
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
短期入所	6か月に3週 福祉用具貸与 車イス、特殊寝台、マットレス						

要介護4

通所型 通所サービスの利用が可能な場合（通所サービスを含む組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護
					または		
午後		訪問看護		訪問看護	通所リハ		
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)

短期入所 6か月に3週

福祉用具貸与

車イス、特殊寝台、マットレス、エアーマット

訪問型 通所サービスの利用が不可能な場合（訪問サービスによる組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	訪問看護	訪問介護	訪問介護	訪問看護	訪問介護	訪問介護
午後	訪問リハ				訪問入浴 (隔週)		
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)

短期入所 6か月に3週

福祉用具貸与

車イス、特殊寝台、マットレス、エアーマット

要介護4

痴呆型 痴呆性高齢者（頻回な通所サービスによる組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	訪問看護 隔週	訪問介護
	または	または	または	または	または		
午後	通所リハ	通所リハ	通所リハ	通所リハ	通所リハ		
短期入所	6か月に3週 福祉用具貸与 徘徊感知器						

医療型 医療の必要性の高い者（週3回の訪問看護を含む組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護		訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問看護	訪問介護
		訪問リハ					
午後	訪問看護		訪問看護				
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
短期入所	6か月に3週 福祉用具貸与 車イス、特殊寝台、マットレス、エアーマット						

要介護5

訪問型 通所サービスの利用が不可能な場合（訪問サービスによる組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
	訪問看護				訪問看護		
午後	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	
			訪問リハ				
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
短期入所	6か月に6週 福祉用具貸与 特殊寝台、マットレス、エアーマット						

通所型 通所サービスの利用が可能な場合（通所サービスを含む組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護 または 通所リハ	訪問介護	
午後	訪問看護			訪問看護			
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
短期入所	6か月に6週 福祉用具貸与 特殊寝台、マットレス、エアーマット						

要介護5

医療型 医療の必要性の高い者（週3回の訪問看護を含む組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
	訪問看護	訪問リハ	訪問看護		訪問看護		
午後		訪問入浴 (隔週)		訪問介護		訪問介護	
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)

短期入所 6か月に6週

福祉用具貸与

特殊寝台、マットレス、エアーマット

○各要介護状態区分の状態像の例（平成10年度）

〔要支援状態〕（要介護状態とは認められないが社会的支援を要する状態）

日常生活の活動の際に、残存能力を保持し向上させる必要が認められる場合、失われた能力を取り戻すような支援が必要な場合等をいう。

日常生活を遂行する能力は基本的に備わっているが、「歩行」「両足・片足での立位保持」「立ち上がり」などに不安定さがみられ、「つめ切り」に一部介助が必要な場合が出てくる場合、「浴槽の出入り」「洗身」などに一部介助が必要な場合、「薬の内服」「金銭の管理」等の社会生活の上で一部介助が必要な場合等がある。

〔要介護状態区分1〕（生活の一部について部分的介護を要する状態）

日常生活を遂行する能力の中では、「立ち上がり」「両足・片足での立位保持」「歩行」「座位保持」など全般にわたり不安定さが見られることが多く、「排尿後の後始末」「排便後の後始末」の間接的な介助を必要とする場合や、「浴槽の出入り」「洗身」などの「入浴」に関連する一部介助又は全介助が必要な場合が多い。

また、「口腔清潔」「洗顔」「整髪・洗髪」「つめ切り」などの『清潔・整容』（以下、『清潔・整容』という）全般に一部介助が必要な場合が多く、「ボタンのかけはずし」「上衣の着脱」「ズボン等の上下」「靴下の着脱」などの『衣服着脱』（以下、『衣服着脱』という）に関し一部介助等が必要な場合や、「居室の掃除」「薬の内服」「金銭の管理」等の社会生活の上で一部介助又は全介助が必要な場合が多い。

「物忘れ」などが見られることがあるが、それ以外に問題行動はほとんどない場合が多い。

〔要介護状態区分2〕（中等度の介護を要する状態）

日常生活を遂行する能力の中では、「立ち上がり」「両足・片足での立位保持」「歩行」「座位保持」など自力ではできない場合が多く、「排尿後の後始末」「排便後の後始末」の間接・直接的な介助を必要とする場合が増加し、「浴槽の出入り」や「洗身」などの「入浴」に関連する一部介助又は全介助が必要な場合が多い。

また、『清潔・整容』全般に一部介助が必要な場合が多く、『衣服着脱』に関し、見守り等が必要な場合、「居室の掃除」「薬の内服」「金銭の管理」等の社会生活の上で一部介助又は全介助が必要な場合が多い。

「毎日の日課」や「直前の行為」の理解の一部に低下が見られる場合、「物忘れ」や「まわりのことに関心がない」といった行動が見られる場合も多い。

〔要介護状態区分3〕（重度の介護を要する状態）

日常生活を遂行する能力の中では、「立ち上がり」「両足・片足での立位保持」「歩行」「座位保持」など自力ではできず、「排尿後の後始末」「排便後の後始末」の全面的な介助を必要とする場合が増加し、「浴槽の出入り」「洗身」が全介助が必要な場合が多い。

また、「清潔・整容」全般に一部介助や全介助が必要な場合が多く、『衣服着脱』に関し全介助が必要な場合や、「居室の掃除」「薬の内服」「金銭の管理」等の社会生活の上では全介助が必要な場合が多い。

「毎日の日課」「生年月日」「直前の行為」「自分の名前」など理解全般にわたって低下が見られる場合、「物忘れ」「まわりのことに関心がない」ほか、「昼夜逆転」「暴言・暴行」「大声を出す」「助言や介護に抵抗する」といった行動が見られるようになる。

〔要介護状態区分4〕（最重度の介護を要する状態）

日常生活を遂行する能力はかなり低下しており、「入浴」「排せつ」「衣服着脱」「清潔・整容」の全般にわたって全面的な介護が必要な場合が多い。その他、「食事摂取」の見守りや部分的な介助が必要で、「尿意」「便意」がみられなくなる場合も多い。

「毎日の日課」「生年月日」「直前の行為」「自分の名前」など理解全般にわたって低下が見られ、「物忘れ」や「まわりのことに関心がない」ほか、「昼夜逆転」「暴言・暴行」「大声を出す」「助言や介護に抵抗する」「野外への徘徊」「火元の管理ができない」といった問題行動が増えてくる。

〔要介護状態区分5〕（過酷な介護を要する状態）

日常生活を遂行する能力は著しく低下しており、生活の全般に渡って全面的な介護が必要である。特に、「嚥下」に障害がある場合は自力での摂取が困難なため必要な介護度が増加する傾向がみられ、「意思の伝達」がほとんど又は全くできない場合が多い。

「毎日の日課」「生年月日」「直前の行為」「自分の名前」など理解全般にわたって低下が見られ、「物忘れ」や「まわりのことに関心がない」ほか、「昼夜逆転」「暴言・暴行」「大声を出す」「助言や介護に抵抗する」「野外への徘徊」「火元の管理ができない」といった問題行動がみられる場合が多い。